

会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人石川県サッカー協会（以下「本協会」という）の入会金及び会費に関する事項について定める。

(入会金)

第2条 本協会定款第7条に定める入会金の金額は、次のとおりとする。

(1) 加盟チーム

①第1種加盟チーム（社会人連盟所属）	50,000円
②第1種加盟チーム（学生連盟所属）	30,000円
③第2種加盟チーム	10,000円
④第3種加盟チーム	5,000円
⑤第4種加盟チーム	5,000円
⑥女子加盟チーム（第1種に相当するチーム）	20,000円
⑦女子加盟チーム（第2種に相当するチーム）	5,000円
⑧女子加盟チーム（第3種に相当するチーム）	5,000円
⑨シニア加盟チーム	30,000円
⑩フットサル第1種加盟チーム	10,000円
⑪フットサル第2種加盟チーム	5,000円
⑫フットサル第3種加盟チーム	3,000円
⑬フットサル第4種加盟チーム	3,000円

(2) 個人正会員 5,000円

(3) 個人賛助会員 0円

(4) 団体賛助会員 0円

(5) 特別会員

①名誉会員 0円

②会友 5,000円

2. 準加盟チームは、加盟チームに準じる。

(会費)

第3条 本協会定款第7条に定める会費の金額（年額）は、次のとおりとする。

(1) 加盟チーム 3,000円

(2) 地区サッカー協会 3,000円

(3) 個人正会員 3,000円

(4) 個人賛助会員 1口 10,000円

(5) 団体賛助会員 1口 30,000円

(6) 特別会員

①名誉会員 0円

②会友 20,000円

2. 準加盟チームは、加盟チームに準じる。

(納付期限)

第4条 本協会への会費は、原則、毎年6月30日までに、毎年1年分を納付するものとする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、社員総会の議決を経て、これを行う。

(施行)

第6条 本規程は、2014年6月14日から施行する。